

経済産業省

平成 24・01・23 厚室第 1 号
平成 24 年 1 月 24 日

九条改憲阻止の会
代表 正清 太一 殿

経済産業省大臣官房情報システム厚生課厚生企画室長



当省敷地からの退去及び撤去命令

経済産業省庁舎等管理規程第 16 条及び第 17 条に基づき、下記のとおり命じます。

記

平成 24 年 1 月 27 日（金）17 時までに当省敷地からの退去及びテント・持ち込み物等の撤去をしてください。

（理由）

- （1）経済産業省総合庁舎では消防法により策定が義務づけられている消防計画に基づき、防火管理上、指定場所以外での火気等の使用を禁止していますが、当省敷地に設置されたテントにおいては、喫煙やカセットコンロ・ストーブ、発電機等の火器が使用され、防火管理上危険であることから、平成 23 年 12 月 15 日（木）に、当省防火管理者から文書で防火管理上の指導を行いました。
- （2）以後、日々の呼びかけや火気等の使用状況の確認・指導を継続的に実施し、火気等は使用していないとの回答を得ていたところですが、実際には火気等の使用が続けられており、平成 23 年 12 月 30 日（金）21 時 20 分頃に、持ち込まれたガソリン式発電機を火元として小火が発生しました。
- （3）小火発生後に行った状況確認において、以降は火気等の使用をせず防火管理に努めることを約したところであり、さらに、平成 24 年 1 月 13 日（金）に提出された「小火に係わる報告書」において、発火した発電機の使用の取りやめ、テント関係者に火気使用についての注意喚起、防火責任者の任命等の再発防止策を約したところですが、それ以降も、喫煙、カセットストーブの使用が確認され、当省職員がそれを注意すると隠蔽しようとする等の行為が見られています。
- （4）以上を踏まえて、テントでの活動は、具体的に防火管理上の危険性が認められることから、上記期限までの退去及び撤去を命じるものです。
- （5）なお、貴方からの当省敷地に係る国有財産使用許可申請については、平成 23 年 9 月 29 日付け平成 23・09・16 厚室第 3 号をもって不許可の決定を行っており、当該敷地の利用について何らの権限を有していないことを申し添えます。